

第4 水噴霧消火設備の技術基準

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 (略)</p> <p>2 水源等                      水源等は、令第14条第1項第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★                      (以下、省略)</p>		<p>1 (現行に同じ。)</p> <p>2 水源等                      水源等は、令第14条第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★                      (以下、省略)</p>	<p>第2項がないので第1項の文言削除</p>